

「板橋公園」基本計画

モビリティコミュニケーションが結ぶ、人、街、みどり。

概要版

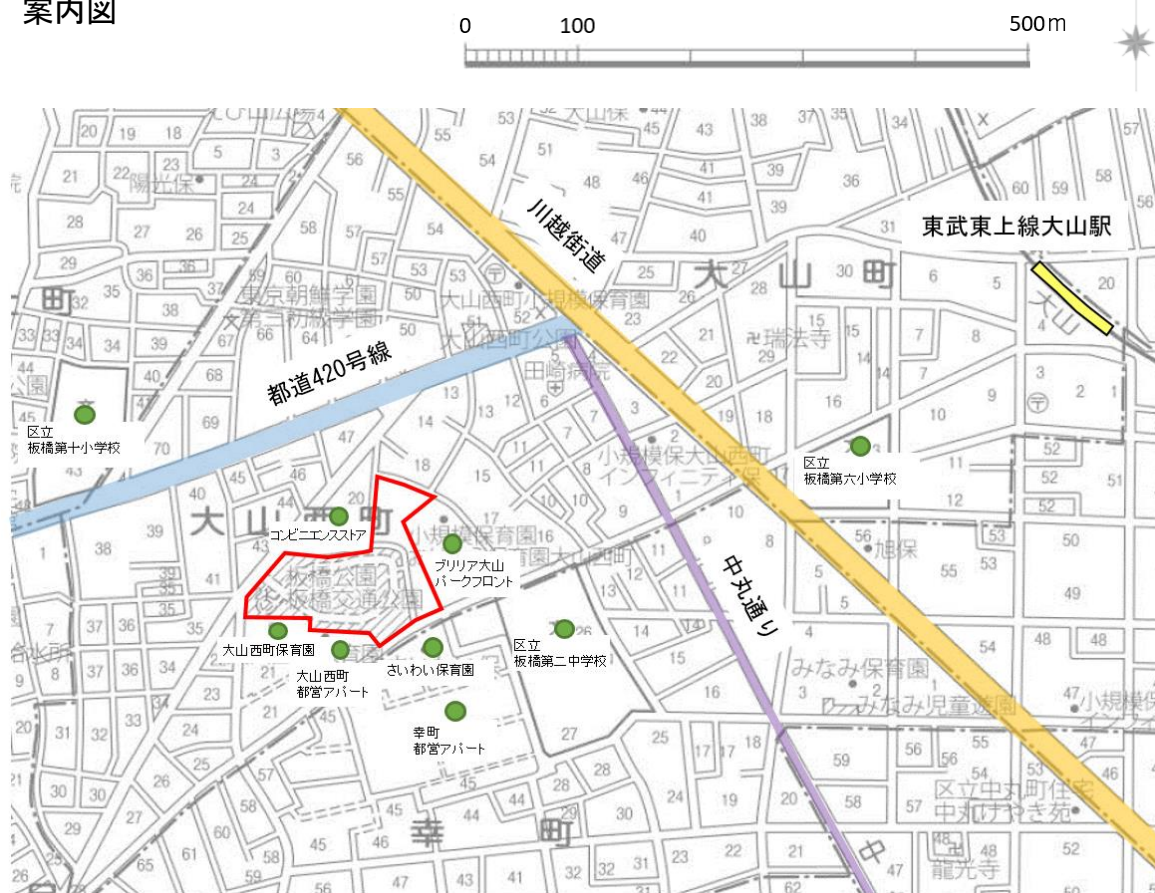


板橋区

目次

1	計画地の概要	2
2	コンセプト	3
3	検討過程	3
4	現況調査	4
5	住民意向の把握	4
6	再整備の視点	5
7	整備・運営方針	6
8	導入する機能と整備する環境	7
9	主な事業スケジュール（予定）	8
10	事業手法	9

案内図



1 計画地の概要

名称	板橋区立板橋公園（住所：東京都板橋区大山西町 21 番 1 号）
開設年	昭和 43 年(1968 年)
計画面積	約 1.34ha
地域地区	用途地域 第一種中高層住居専用地域
高度地区	第二種高度地区
防火規制	準防火地域、新たな防火規制区域
地区計画	大谷口上町地区地区計画



2 コンセプト

モビリティコミュニケーションが結ぶ、人、街、みどり。

モビリティは社会の変化と共に進化してきました。それと共に人のコミュニケーションも変化しています。板橋公園では、モビリティコミュニケーション*の可能性を最大限追求し、展開していくことにより、人と街とみどりが結ばれ、だれもが快適で安全に利用し、多様な楽しみ方ができる公園を実現していきます。

3 検討過程

板橋公園基本構想
(令和4年1月)

キーワード
交通・交流・みどり

目標
区民や地域との連携・ユニバーサルデザイン
環境負荷の低減

現況調査

計画地の概況、周辺環境、類似施設、先進事例、上位計画、関連計画、利用状況などの調査を実施し、再整備に求められる事項をまとめました。

住民意向の
把握

ヒアリングやワークショップなどの機会に挙げられた様々な意見を分析し、傾向をまとめるとともに、課題を抽出しました。

再整備の
視点

現況調査や上位計画との関連性、また住民意向の把握を通じて得た意見や傾向などを踏まえ、板橋公園整備にあたって必要な視点を整理しました。

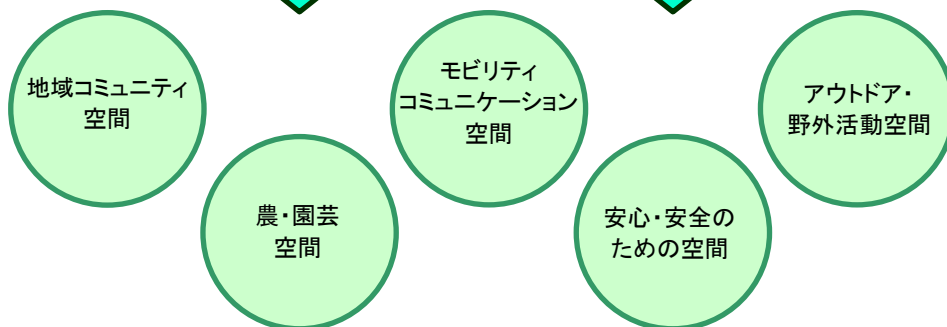
板橋公園基本計画

モビリティコミュニケーションが結ぶ、人、街、みどり。

整備・運営方針

- 方針1 既存の起伏やみどりを生かした、拡張用地と一体的な公園整備
- 方針2 モビリティによる新たなサービスの発信・発進拠点となる公園
- 方針3 個人と社会の well-being の向上に資する公園
- 方針4 魅力づくりと地域課題の解決に資する公民連携による公園の実現

導入する空間



*モビリティコミュニケーション:本計画では、「移動や物流など、人々の生活を支えているモビリティによる人のつながりや交流」と定義します。

4 現況調査

計画地の概況、周辺環境、類似施設、先進事例、上位計画、関連計画、利用状況などの調査を実施し、再整備に求められる事項をまとめました。

現況調査から見出した再整備に求められる事項
<ul style="list-style-type: none"> • 様々な利用目的に応え、利用者に配慮する • 交通公園としての機能に加え、他にはないモビリティ体験の提供 • 長時間滞在のための収益施設、天候に左右されないコミュニケーションスペースの確保 • 地域特性を生かした、様々な人が交流できる機会や場所の提供

5 住民意向の把握

ヒアリングやワークショップ、社会実験などの機会で挙げた様々な意見を分析し、傾向をまとめるとともに、課題を抽出しました。

実施内容	日時	対象・回数・人数等
区民ヒアリング	令和5年1月～10月	近隣住民、保育園、高齢者施設、福祉作業所など 35回
ワークショップ	1回目 令和5年6月17日(土) 2回目 令和5年9月24日(土)	利用者・近隣住民など 1回目 20名 2回目 29名
小学生ワークショップ	令和5年6月23日(金)	板橋第十小学校5年生 3クラス94名
社会実験 (シール投票・ヒアリング)	1回目 令和5年6月3日(土) 2回目 令和5年7月29日(土)	公園マルシェ 3,000人 大山西町町会納涼祭 228人
ユニバーサルデザイン 推進協議会	令和5年10月5日(木)	学識経験者、団体、区民など 委員12人
廃道に関するアンケート	令和5年7月3日(月)～7月18日(火)	沿道居住者約260世帯

区民意見の傾向	キーワード
(1) だれもが利用でき、思い出を作れる場所	意匠の継承 各世代の利用の確保 インクルーシブ 多様な使い方の提供
(2) 「滞在しやすさ」の確保	子育てのしやすさ 滞在しやすさ 清潔な空間 環境負荷低減
(3) 「体験」の機会の提供	モビリティ体験 自然とのふれあい 農体験
(4) 地域との共生	安心・安全の確保 健康増進 活躍の場 防災
(5) 交流の活性化	地域交流の活性化 にぎわいづくり

6 再整備の視点

現況調査や上位計画との関連性、また住民意向の把握を通じて得た意見や傾向などを踏まえ、板橋公園整備にあたって必要な視点をまとめました。

(1) 地域コミュニティが育まれる公園活用

多様な利用者にとって使い勝手の良い施設環境、空間を整備する必要があります。

(2) 全ての人の「滞在しやすい」が叶う公園

バリアフリー施設や多様な遊びに対応可能な環境づくりなど、ユニバーサルデザインの考え方を基にハード・ソフトの両面から公園全体を構築する必要があります。

(3) 育まれてきた緑を活かし、さらに地域と共に育てていく公園

既存の緑を活かすとともに、豊かなみどりを守る「農」のある地域の風景づくりとコミュニティに繋がる緑を整備する必要があります。

(4) 交通公園としての機能の継承と新たな展開

特徴のある機能は継承しながら、時代の変化に対応した新たなモビリティ体験を提供するなど、楽しく交通ルールを学べる空間整備と工夫を用いる必要があります。

(5) 様々な体験・学びの機会を提供する公園

地域コミュニティと連携した、多世代交流による学びや新たな体験を子どもたちに提供していく必要があります。

(6) 地域と共生し、地域の安心・安全の拠点となる公園

長年地域に見守られてきた公園が今後も地域と共生するとともに、多世代の利用者が安心・安全に使用できるユニバーサルデザインを導入する必要があります。

(7) 板橋ブランドとなる、可能性あふれる公園

板橋公園の潜在力と地域の特性を掛け合わせた独自性の高い公園にする必要があります。

(8) 公民連携による整備・管理運営

板橋ブランドとして、公園がまちづくりの中核となるには、区、民間事業者、地域が連携し、それぞれのノウハウや経験が最大限発揮される制度を活用する必要があります。

7 整備・運営方針

整備・運営方針Ⅰ	既存の起伏やみどりを生かした、拡張用地と一体的な公園整備
既存公園と拡張用地との間の道路を廃道し、一体的な整備	<ul style="list-style-type: none"> • 付け替え予定だった道路を廃道し、区民ニーズでもあるオープンスペースの確保 • 日常で多世代が安心して利用でき、災害時には避難場所としても多目的に使用できる空間の整備
敷地特性を継承した公園整備	<ul style="list-style-type: none"> • 起伏や高木といった自然環境を残す • グリーンインフラの活用
地域の多様な活用アイデアに応えることを目的としたオープンスペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> • 多様に使われている板橋公園の利用を継承 • 様々な地域のアイデアを形にしていく整備、運営

整備・運営方針Ⅱ	モビリティによる新たなサービスの発信・発進拠点となる公園整備
新たな交通教育を多世代に提供	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもを対象とした交通教育だけではなく、多世代を対象に実施するなど、モビリティの多様化に合わせたソフトサービスの展開
多種多様なサービスを搭載した新たなモビリティの公園内での展開	<ul style="list-style-type: none"> • 多種多様なモビリティと、飲食や図書館機能など地域ニーズを実現するサービスの発信や発進となる交通公園の整備、運営

整備・運営方針Ⅲ	個人と社会の well - being の向上に資する公園整備
世代、人種、障がいの有無を問わず、多種多様な人々の利用・交流・自己実現を追求する公園	<ul style="list-style-type: none"> • 世代、人種、障がいの有無を問わず利用できる公園に整備し、運営を重ねていくことで、地域の理解を深めながら、多様化するライフスタイルや、個人の well-being の向上に対応 • 地域コミュニティの醸成や人々の交流が促進されるイベントやサービスの展開
交通公園の機能を継承しつつ、多機能性、多様な可能性のある公園	

整備・運営方針Ⅳ	公民連携による魅力づくりと地域課題の解決
民間事業者のノウハウ、デザイン、創意工夫を取り入れた整備、管理運営	<ul style="list-style-type: none"> • 区民要望等を勘案した総合的なデザインで公園全体を整備し、整備時に作った機能や空間を活かし、発展させていく運営 • 人づくり、街づくりに繋がる考え方を取り入れた総合的なデザイン
区のブランドとなる広域的な魅力づくりと地域要望の実現	<ul style="list-style-type: none"> • 「板橋といえば板橋公園」と言われるような広域的なブランド価値のある魅力的な公園

8 導入する機能と整備する環境

空間	導入する機能 空間活用のイメージ	整備する環境（例示）
地域 コミュニティ空間	交流、学び・体験	<ul style="list-style-type: none"> 公園と一体となったカフェ、レストラン コミュニティスペース、屋内遊び場 イベント・音楽ステージ 地域の多種多様な活用アイデア・イベントに応えられるオープンスペース
	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題の解決の糸口となる活動の場 個々人の得意を活かす場 それぞれが選択できる多様な遊び 様々なキャリア体験、異年齢交流体験など、交流や体験による教育の提供 親世代が子供を見守りながらの交流できる場 避暑・休憩・滞在などの様々な過ごし方ができる場 七五三などのライフイベント、郷土イベントの開催 	
コミュニティ モビリティ ケーション空間	交通、交流、学び・体験	<ul style="list-style-type: none"> 各種モビリティレーニングエリア 各種モビリティステーション 各ゾーンを結ぶ園内ネットワーク施設 ミニトレインや園内の複数の交流拠点をつなぐ駅の設置
	<ul style="list-style-type: none"> モビリティを介した感動体験・交流体験の提供 自転車教育をはじめ、モビリティを通じた社会学習 新たなモビリティ(自転車⁺、電動車いすやパーソナルモビリティ)の体験と実装実験 モビリティによる多様なサービス(地域需要に応えるサービスや文化や健康増進などの各種活動の促進・補助など)の提供 	
野外活動空間	交流、みどり、学び・体験	<ul style="list-style-type: none"> 既存の起伏・樹木を活用した冒険性の高い遊具 自然体験ができる施設 グリーンインフラの導入
アウトドア	<ul style="list-style-type: none"> 大径木、草地、起伏を活かした遊具等の継承・活用 地域景観、土地の記憶、意匠の継承 夏でも遊べる場所 健康増進(のびのびとできる、大人も子供も) 	
農・園芸空間	交流、みどり、学び・体験	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティファーム 可動式プランター 大径木などの保全と継承 1年を通じて四季を感じ、変化を楽しめる植栽
	<ul style="list-style-type: none"> 植物とのふれあい(花壇やサクラなどの高木を育む)によるコミュニティ形成 持続可能な地域(地産地消、身近なみどりの保全など)の体現 自然体験などの環境教育 コミュニティファームなどを活用した「農のみどり」との1年を通じたふれあい体験 	

空間	導入する機能	整備する環境（例示）
	活用イメージ	
安心・安全のための空間	交流、学び・体験	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所となるオープンスペース 夜間閉鎖管理箇所の導入 管理・運営スペース バックヤード
	<ul style="list-style-type: none"> 地域の防災拠点、拠り所 騒音、非行行為の解決 地域で見守る、育ちあう場 世代、障がいの有無を問わず、交流の場 公園と暮らしの共存 	

9 主な事業スケジュール（予定）

日程		内容	備考
令和六年度	4月末～	板橋公園再整備事業者公募実施	<ul style="list-style-type: none"> 公募選定委員会による選定 旧大山小学校跡地を都市計画公園区域に編入する
	9月中旬	事業者選定	
	10月～	本事業の実施に関する基本協定締結 提案内容のブラッシュアップ 基本設計 都市計画決定	
令和七年度		実施設計 特定公園施設譲渡契約 指定管理者の指定 解体工事、造成工事(1年目)	<ul style="list-style-type: none"> 公園、集会所等使用不可（令和7年7月頃からを想定） 部分閉鎖の可否については事業者と協議し決定する
令和八年度		造成工事(2年目) 開園	令和9年3月末しゅん功予定

10 事業手法

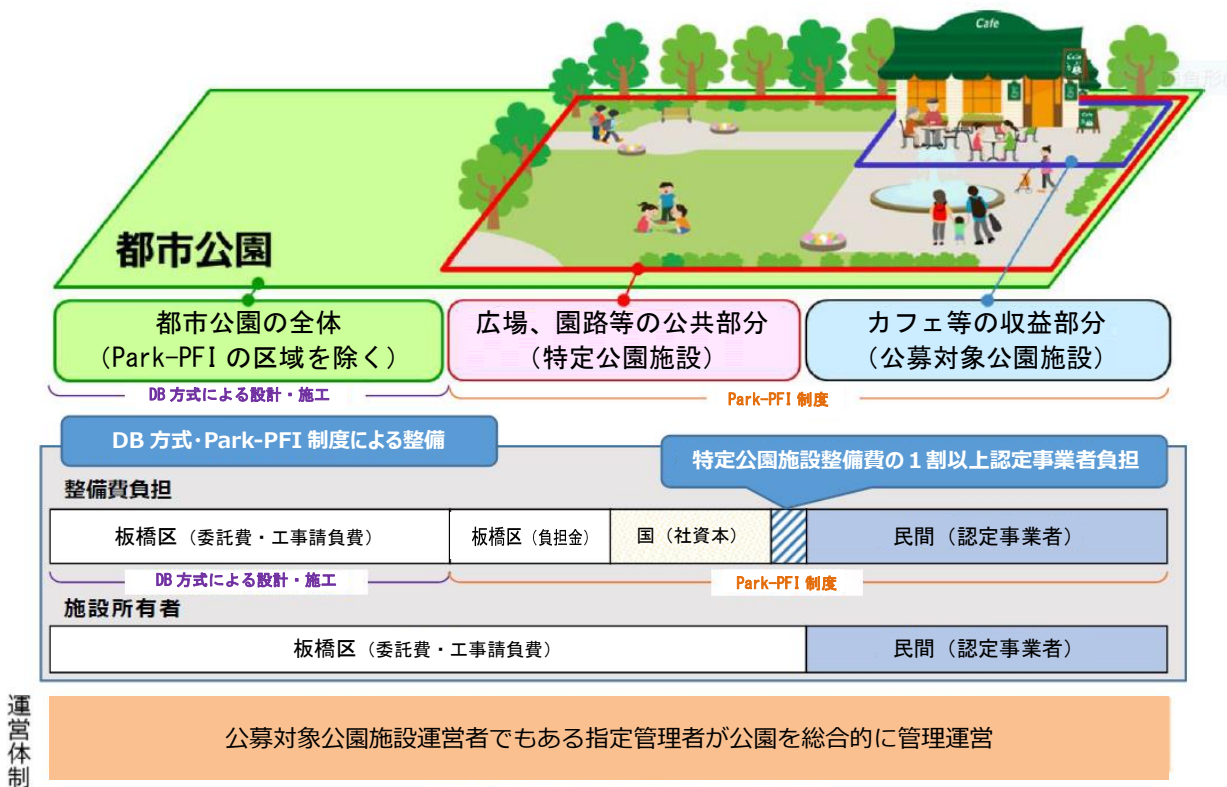
板橋公園再整備は、設計・施工一括発注方式（デザインビルド（DB）方式）事業、公募設置管理制度（Park-PFI）事業及び指定管理者制度に係る事業を一体的に行う公園のリニューアル整備・運営事業（以下、「リニューアル事業」という）と位置づけ、リニューアル事業を担える事業者を公募により選定する事業手法を採用する。

選定された事業者と区が基本協定を締結後、下記契約等を別途締結する。

また、本事業を代表する事業者は、本事業に関係する全体調整業務（事業全体の進捗管理・運営統括等）を担う。

- 設計・施工一括発注方式に係る設計契約と、工事請負契約の仮契約を締結後、区議会における議決を経た工事請負契約の本契約
- 公募設置管理制度に係る公園施設設置管理許可及び区議会における議決を経た特定公園施設譲渡等の契約
- 区議会における指定管理者の指定議決を経た、指定管理業務に関する基本協定締結

本事業手法を採用することにより、民間事業者の持つ技術力や創意工夫、資金力を活用し、総合的かつ創造的なデザインで5つの空間を整備するとともに、整備時に導入した機能や環境を活かし、発展させていく運営を実現する。



公園全体の整備・運営体制・費用負担・施設所有者のイメージ図